

暗記ノート

- ◎本冊子は、近畿運輸局の検査員教習試験を対象に、過去問題の中から出題頻度の高いものを抜粋し、暗記用としてまとめたものです。
- ◎暗記用であるため、法令文の一部を省略しているものもあります。
- ◎また、保安基準については、自動車の製作年月により適用する規定が異なる場合がありますが、暗記用であることを考慮し、製作年月による区分はしていません。
- ◎暗記する際は付属の赤シートをご利用下さい。

車両法

(車両法の目的)

1. この法律は、【道路運送車両】に関し、所有権についての【公証】等を行い、並びに【安全性】の確保及び【公害】の防止その他の環境の【保全】並びに【整備】についての【技術】の向上を図り、併せて自動車の【整備事業】の【健全】な発達に資することにより、公共の【福祉】を【増進】することを目的とする。

(用語の定義)

2. この法律で「道路運送車両」とは、【自動車】、【原動機付自転車】及び軽車両をいう。
3. この法律で「自動車」とは、【原動機】により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは【架線】を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
4. この法律で「運行」とは、人又は物品を【運送】するとしないうにかかわらず、【道路運送車両】を【当該装置】の用い方に従い利用すること（道路以外の場所のみにおいて利用することを除く）をいう。

(自動車の種別)

5. 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車、【軽自動車】、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の【大きさ】及び【構造】並びに【原動機】の種類及び【総排気量】又は【定格出力】を基準として国土交通省令で定める。

(自動車の種別の内容)

6. 小型自動車は、四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが長さ【4.70】m以下、幅【1.70】m以下、高さ【2.00】m以下に該当するものうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く）にあつては、その総排気量が【2.00】ℓ以下のものに限る）である。
7. 軽自動車は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）以外の自動車及び被けん引自動車で、自動車の大きさが長さ【3.40】m以下、幅【1.48】m以下、高さ2.00m以下に該当するものうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が【0.660】ℓ以下のものに限る）である。
8. 二輪自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く）のうち、内燃機関を原動機とし、総排気量が【0.250】ℓを超えるものは、【小型】自動車である。

(登録の一般的効力)

9. 自動車(軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く)は、【自動車登録ファイル】に登録を受けたものでなければ、これを【運行】の用に供してはならない。
10. 登録を受けた自動車の【所有権】の得喪は、登録を受けなければ、【第三者】に【対抗】することができない。

(自動車登録番号標の封印等)

11. 何人も、国土交通大臣若しくは【封印取付受託者】が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした【自動車登録番号標】は、これを取り外してはならない。ただし、【整備】のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。
12. 【封印】の取りつけは、自動車の後面に取りつけた【自動車登録番号標】の【左側】の取りつけ箇所に行うものとする。
13. 封印には、【運輸監理部】又は運輸支局の表示をしなければならない。

(変更登録)

14. 自動車の【所有者】は、登録されている型式、車台番号、【原動機の型式】、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は【使用の本拠の位置】に変更があったときは、その事由があった日から【15】日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

(移転登録)

15. 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、【新所有者】は、その事由があった日から【15】日以内に、【国土交通大臣】の行う移転登録の申請をしなければならない。

(一時抹消登録)

16. 一時抹消登録を受けた自動車の【所有者】は、次に掲げる場合には、その事由があった日から【15】日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 - (1) 当該自動車が滅失し、解体し、又は自動車の【用途】を廃止したとき。

(自動車登録番号標の表示の義務)

17. 法第19条(自動車登録番号標の表示の義務)の国土交通省令で定める方法は、次のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 自動車の【車両中心線】に直交する鉛直面に対する【角度】その他の自動車登録番号標の表示の方法に関し告示で定める基準に適合していること。
 - (2) 自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の【識別】に支障が生じないものとして告示で定める物品以外のものが取り付けられておらず、かつ、【汚れ】がないこと。

(打刻の塗まつ等の禁止)

18. 何人も、自動車の【車台番号】又は原動機の【型式】の打刻を塗まつし、その他【車台番号】又は原動機の【型式】の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、【整備】のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、【国土交通大臣】の許可を受けたとき、又は法第32条(職権による打刻等)の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

(点検及び整備の義務)

19. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ【整備】をすることにより、当該自動車を【保安基準】に適合するように【維持】しなければならない。

(日常点検整備)

20. 自動車の【使用者】は、自動車の【走行距離】、【運行】時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、【灯火装置】の点灯、【制動装置】の作動その他の【日常的】に点検すべき事項について、【目視】等により自動車を点検しなければならない。
21. 自動車運送事業の用に供する普通貨物自動車の使用者又は当該自動車を運行する者は、【1日1回】、その運行の【開始前】において、自動車点検基準（日常点検基準）に基づく点検をしなければならない。

(定期点検整備の期間)

22. 自動車（小型特殊自動車を除く）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める【技術上の基準】により自動車を点検しなければならない。
- (1) 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8t以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車…【3月】
 - (2) 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く）、同法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く）…【6月】
 - (3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車…【1年】
23. 法第48条（定期点検整備）第1項第1号の「国土交通省令で定める自家用自動車（3月毎点検）」は、次に掲げる自動車とする。
- (1) 車両総重量8t以上の自家用自動車
 - (2) 車両総重量8t未満で乗車定員【11】人以上の自家用自動車
 - (3) 次に掲げる自動車であって、レンタカー事業の許可に係る自家用自動車（前2号に掲げるもの及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）を除く）
 - イ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車
 - ロ 専ら【幼児】の運送を目的とする普通自動車及び小型自動車
 - ハ 人の運送の用に供する【三輪自動車】
 - ニ 散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他【特種】の用途に供する普通自動車及び小型自動車
 - ホ 大型特殊自動車
 - ヘ 【検査対象外軽自動車】

(定期点検整備の内容)

24. 車両総重量8t以上の貨物の運送の用に供する事業用自動車の使用者は、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷について、【12月】ごとに点検しなければならない。

(定期点検整備と走行距離)

25. 事業用自動車等の定期点検基準（自動車点検基準別表第3）において、「エア・クリーナ・エレメントの状態」の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が【3月】当たり【2,000】km以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

26. 車両総重量8t未満の自家用普通貨物自動車（レンタカーを除く）の6月ごとの点検において、プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフトの連結部の緩みの点検については、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が【6月】当たり【4,000】km以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を【行わなかった】場合を除き、行わないことができる。

27. 自家用乗用自動車等の定期点検基準（自動車点検基準別表第6）において、「エア・クリーナ・エレメントの状態」の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が【1年】当たり【5,000】km以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

（点検整備記録簿の記載事項）

28. 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について法第48条（定期点検整備）の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 点検の【年月日】 (2) 点検の【結果】 (3) 整備の【概要】

(4) 整備を【完了】した年月日 (5) その他国土交通省令で定める事項

29. 点検整備記録簿の記載事項のうち、国土交通省令で定める事項とは、次のとおりとする。

(1) 登録自動車にあっては自動車登録番号、法第60条第1項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号、その他の自動車にあっては【車台番号】

(2) 点検又は【特定整備】時の総走行距離

（点検整備記録簿の保存期間）

30. 事業用小型乗用自動車の点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から【1年】間である。

31. 自家用乗用自動車（レンタカーを除く）の使用者が、当該自動車について所定の点検又は整備をしたときの点検整備記録簿の保存期間は、記載の日から【2年】間である。

（新規検査）

32. 登録を受けていない第4条に規定する自動車又は法第60条第1項の規定による車両番号の【指定】を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の【使用者】は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う【新規】検査を受けなければならない。

（自動車検査証の有効期間）

33. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものについては【1年】、その他の自動車については【2年】とする。

34. 継続検査の後、記入される自動車検査証の有効期間を1年とする自家用自動車（貨物の運送の用に供する自動車を除く）は、乗車定員【11】人以上の自家用自動車、専ら【幼児】の運送を目的とした自家用自動車及びレンタカー事業の許可に係る自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外の自動車である。

（自動車検査証の再交付）

35. 自動車の使用者は、自動車検査証が滅失し、き損し、又はその識別が困難となった場合には再交付を受けることができる。この場合、新たに交付する自動車検査証の有効期間は、従前の自動車検査証の有効期間の【残存】期間とする。

(自動車検査証の有効期間の伸長)

36. 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、【天災】その他やむを得ない事由により、【継続検査】を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて【伸長】する旨を公示することができる。

(自動車検査証等の有効期間の起算日等)

37. 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を【交付】する日又は当該自動車検査証に有効期間を【記入】する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の1月前（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、2月前）から当該期間が満了する日までの間に【継続検査】を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の【翌日】とする。

38. 自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年10月23日である小型貨物自動車が令和2年9月23日に継続検査を受けて合格した後、返付される自動車検査証に記入される有効期間の満了する日は、【令和3年10月23日】となり、その有効期間の起算日は、【令和2年10月24日】である。

39. 自動車検査証の有効期間が令和2年7月31日に満了する自動車にあっては、自動車検査証の有効期間の満了する1月前の日は【令和2年6月30日】である。

(自動車検査証の備付け等)

40. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより【検査標章】を表示しなければ、【運行の用】に供してはならない。

41. 検査標章は、自動車の前面ガラスの【内側】に前方から見易いように貼り付けることによって表示するものとする。ただし、運転者室又は前面ガラスのない自動車にあっては、自動車の後面に取りつけられた自動車登録番号標又は車両番号標の【左上部】に見易いように貼り付けることによって表示するものとする。

(自動車検査証の返納等)

42. 自動車の使用者は、当該自動車の車台が当該自動車の【新規登録】の際【存】したものでなくなったときは、その事由があった日から【15】日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

(自動車部品を装着した場合の取扱い)

43. 表1・2は、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」における自動車部品を装着した場合の自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査の取扱いである。

〔表1〕

○印…自動車検査証の記載事項の変更の「手続きが必要ない」場合

×印…自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査の「手続きが必要」な場合

種別	変更内容	寸法、重量の変化	
		一定範囲内	一定範囲外
指定部品	固定的取付方法	○	【○】
	恒久的取付方法	【○】	×
指定外部品	固定的取付方法	【○】	【×】
	恒久的取付方法	【○】	×

〔表2〕

表1の一定範囲（自動車の種別ごとの寸法（長さ、幅、高さ）及び車両重量）

種別	項目	長さ (cm)	幅 (cm)	高さ (cm)	車両重量 (kg)
	検査対象軽自動車、小型自動車		±【3】	±【2】	±【4】
普通自動車、大型特殊自動車					±【100】

（**認証**）

44. 自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う【**事業場**】ごとに、【**地方運輸局長**】の【**認証**】を受けなければならない。

（**認証基準**）

45. 自動車特定整備事業の事業場には、特定整備に従事する従業員が【**2**】人以上必要であり、特定整備に従事する従業員のうち、少なくとも【**1**】人の自動車整備士技能検定規則の規定による1級又は2級の自動車整備士の技能検定に合格した者を有する必要がある。

（**変更届等**）

46. 自動車特定整備事業者は、その事業を廃止したときは、その日から【**30**】日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

（**自動車特定整備事業者の義務**）

47. 自動車特定整備事業者は、特定整備を行う場合においては、当該自動車の特定整備に係る部分が【**保安基準**】に【**適合**】するようにしなければならない。

（**自動車特定整備事業者の遵守事項**）

48. 国土交通省令で定める自動車特定整備事業者の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第48条に規定する点検又は【**整備**】の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る【**料金**】を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。
- (2) 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の【**依頼者**】に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、【**料金**】の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- (3) 【**依頼者**】に対し、行っていない点検若しくは【**整備**】の【**料金**】を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を【**不当**】に行い、その【**料金**】を請求しないこと。
- (4) 道路運送車両の保安基準に定める【**基準**】に適合しなくなるように自動車の【**改造**】を行わないこと。

（**不正改造等の禁止**）

49. 【**何人**】も、法第58条第1項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は法第97条の3第1項の規定により使用の届出を行っている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の【**改造**】、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が【**保安基準**】に適合しないこととなるものを行ってはならない。

（**指定自動車整備事業の指定等**）

50. 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者の申請により、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であつて、自動車の整備について法第94条〔優良自動車整備事業者の認定〕第1項の国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び【**管理組織**】を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に法第94条の4第

1項の【自動車検査員】を選任して法第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の【指定】をすることができる。

51. 法第94条の2の指定の申請をする者は、自動車の【検査】をする場所及び自動車の【検査】をするために必要な屋内作業場の位置及び面積並びに検査設備の基準に適した自動車検査用機械器具の【配置状況】を記載した【事業場】の平面図を申請書に添付しなければならない。

（指定工場の整備士保有率）

52. 指定自動車整備事業者においては、指定を受けた事業場に所属する自動車工の人数が7人の場合、自動車検査員を含め、このうち【3】人以上については、自動車整備士技能検定規則の規定による自動車整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く）でなければならない。

（屋内現車作業場における検査）

53. 自動車検査員が行う完成検査において、【検査機器】を用いて行う検査（音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータ）により行う検査を除く）以外の検査については、【現車作業場】で行って差し支えない。

（対象自動車の指定）

54. 標識に「普通自動車（小型）、小型四輪自動車」と表示されている指定自動車整備事業者の事業場は、最大積載量3tの小型貨物自動車について、法第94条の5第4項の検査を実施【できる】。

（検査用機械器具の校正）

55. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から【1年】以内に国土交通大臣の登録を受けた者が行う校正を受け、かつ、その校正に関する記録を【1年】間保存しなければならない。

（検査用機械器具の構造と取扱い）

56. 次の各文は、検査用機械器具の一般的な構造及び取扱いを述べたものである。

- ◎サイドスリップ・テストの踏板の長さが500mmのものは、踏板が0.5mm移動した場合に横滑り量指示部は【1】mm/mを指示する。
- ◎車両重量2,630kg（前軸重1,450kg、後軸重1,180kg）の自動車について、許容輪荷重が750kgのブレーキ・テストを使用して、完成検査を実施することが【できない】。
- ◎モータ・ドライブ型の速度計試験機は、自動車の変速ギアを中立にし、モータの電源を入れ、ローラを回転させ、【自動車】の速度計が40km/hを指示したとき、【速度計試験機】の指示値を読みとる。
- ◎前照灯試験機は、前照灯の光を受け入れる受光部、受光部を自動車と対向させる正対装置、光度をカンデラで指示する光度指示部、照射方向を前照灯の【10】m前方における長さ（cm）で指示する照射方向指示部などから構成されている。
- ◎一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器は、排出ガス検出器及び増幅器などの感度を補正するために、スパンガス（校正用標準ガス）を用いて少なくとも【1週間】に一回はスパン校正しなければならない。
- ◎一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器の測定において、プローブを排気管に【60】cm程度挿入する。【60】cm挿入できない場合は、排気管延長管や布など用い、【外気の混入】を防止して行うこと。

(自動車検査員の選任)

57. 自動車検査員は、他の事業場の自動車検査員となることが【**できない**】。ただし、同一の指定自動車整備事業者の他の事業場で、【**位置**】その他について国土交通省令で定める要件を備えるものについては、この限りでない。
58. 指定自動車整備事業者は、自動車検査員を選任したときは、その日から【**15**】日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

(自動車検査員の解任)

59. 自動車検査員の職を解任され、解任の日から【**2**】年を経過しない者は、自動車検査員となることができない。

(自動車検査員の証明)

60. 自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が【**保安基準**】に適合するかどうかを【**検査**】し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、保安基準に適合する旨を【**証明**】してはならない。

(自動車検査員の服務)

61. 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査(完成検査)を【**公正**】、かつ、確実に行うため、当該検査に係る自動車の【**整備**】作業については、軽微なものを除き、実務に従事しないこと。
62. 自動車検査員は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならないが、油脂液類の【**補充**】を行うことは差し支えない。

(点検後の整備)

63. 自動車検査員が指定自動車整備事業規則第6条に基づく点検に加え、指定自動車整備事業規則別表第2の1の項及び2の項に定める方法に準じて行う点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、その後実施された【**整備**】が当該部分の保安基準に適合している状態に【**影響**】を及ぼすものでなかった場合に限り、検査において保安基準に適合するものとみなす。

(一時抹消登録を受けた自動車の取扱い)

64. 自動車検査員は、法第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、当該自動車の【**構造**】等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された【**構造**】等に関する事項と同一でなければ、保安基準に適合する旨の【**証明**】をしてはならない。

(保安基準適合証の有効期間)

65. 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は、法第94条の5第4項の検査をした日から【**15**】日間とする。

(保安基準適合証の記載方法)

66. 自動車検査員の行う点検及び検査が複数日にまたがる場合は、保安基準適合証等の検査年月日の欄には、【**最後**】に検査の実務を行った年月日を記入すること。

(保安基準適合証の不正使用の防止)

67. 保安基準適合証又は保安基準適合標章を書き損じた場合は、記載面を【**朱抹**】し、当該保安基準適合証及び保安基準適合標章を保安基準適合証綴から【**切り離すことなく**】保安基準適合証(控)とともに保存しておかなければならない。

(最終の検査申請日)

68. 自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月14日である自家用乗用自動車（レンタカーを除く）の継続検査において、完成検査を令和2年7月12日に実施し保安基準適合証の交付をする際、依頼者から提示のあった自動車損害賠償責任保険証明書の保険期間を確認したところ、平成30年7月18日～令和4年7月18日であった。保安基準適合証の余白に記載する「検査の最終申請日」は令和2年7月【18】日となる。

(保険証明書の備付け)

69. 自動車は、有効な保安基準適合標章を当該自動車の前面に表示していても、【自動車損害賠償責任保険証明書】を備え付けていなければ運行の用に供することができない。

(自賠責保険)

70. 指定自動車整備事業者は、自動車損害賠償責任保険証明書の提示がないとき、又はその提示があった自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間が、その日から保安基準適合証の提示があった場合において記入されるべき自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の【全部】と【重複】するものでないときは、保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付してはならない。

(限定保安基準適合証)

71. 令和2年11月5日に限定自動車検査証の交付を受けた自動車の当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した結果、保安基準に適合していた。この場合、自動車検査員は、令和2年11月20日に限定保安基準適合証へ保安基準に適合する旨の証明をすることが【できない】。

(指定整備記録簿)

72. 指定自動車整備事業者は、指定整備記録簿を備え、保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 車名及び型式、車台番号、原動機の型式並びに登録自動車にあっては自動車登録番号、第60条第1項後段の規定により車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号
- (2) 点検及び【整備】並びに【検査】の概要
- (3) 【検査】の年月日
- (4) 【自動車検査員】の氏名
- (5) 国土交通省令で定める保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に関する事項
- (6) 依頼者の氏名又は名称及び住所

73. 指定整備記録簿は、その記載の日から【2】年間保存しなければならない。

(罰則の適用)

74. 【自動車検査員】その他法第94条の5（保安基準適合証等）第1項及び法第94条の5の2（限定保安基準適合証）第1項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により【公務】に従事する職員とみなす。

(不正使用等の禁止)

75. 何人も、行使の目的をもって、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、【回送】運行許可番号標、臨時検査合格標章、検査標章若しくは保安基準適合標章を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係るこれらの物を【使用】してはならない。

(ニューサービス)

76. ニューサービスを導入する事業場において、自動車検査員による目視等点検の結果、自動車使用者の過去の使用状態から考えて、概ね3ヶ月後にブレーキパッドの交換が必要であると予測されたので、自動車検査員がその旨を自動車使用者に情報提供したところ、自動車使用者が当該ブレーキパッドについては今回整備を実施しないことを選択した場合、自動車検査員は、当該整備項目および必要な注意事項等を【点検整備記録簿】に記載したうえで、確実に説明するとともに、その内容を【指定整備記録簿】に記載しなければならない。

保安基準

(乗車定員又は最大積載量)

1. 自動車は、乗車定員又は【最大積載量】について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の【技術基準】に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

(用語の定義)

2. 【空車状態】とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な整備をした状態をいう。

3. 「軸重」とは、自動車の車両中心線に垂直な1mの間隔を有する2平行鉛直面間に中心のある全ての車輪の【輪荷重】の総和をいう。

(不適切な補修)

4. 普通貨物自動車(緊急自動車を除く)の車体上部に緊急自動車の警光灯が備えられていたが、当該灯火に係る電球及び全ての配線が取外されており、かつ、当該灯火器本体はカバーで覆われた状態となっていたので、保安基準に【適合しない】と判断した。

(長さ、幅及び高さ)

5. 自動車は告示で定める方法により測定した場合において、長さ(セミトレーラにあっては連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)【12】m(セミトレーラのうち告示で定めるものにおいては、13m)、幅【2.5】m、高さ【3.8】mを超えてはならない。

(最小回転半径)

6. 自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて【12】m以下でなければならない。

(速度抑制装置)

7. 貨物の運送の用に供する普通自動車(最高速度が90km/h以下の自動車、緊急自動車及び被牽引自動車を除く)であって、車両総重量が【8】t以上又は最大積載量が【5】t以上の自動車の原動機には【速度抑制装置】を備えなければならない。

8. 速度抑制装置は、自動車が【90】km/hを超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 確認ランプ等が適正に作動すること。ただし、確認ランプ等が装備されていないものにおいては、速度抑制装置の【封印】等当該装置の機能を損なう改変を防止する措置が自動車に適正に施されていること。